

入管庁政第112号

令和3年12月15日

内閣府地方創生推進事務局長 青木 由行 殿

出入国在留管理庁長官 佐々木 聖子

(公印省略)

出入国管理及び難民認定法に基づく資格外活動許可申請の取扱いに係る  
照会について (回答)

令和3年12月10日付け府地事第748号で照会のあった、外国人留学生から大規模国際大会等に係る出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第19条第2項に基づく資格外活動許可申請があった場合の処理期間の取扱いについて、下記のとおり回答いたします。

#### 記

本邦に在留する外国人留学生から、地方公共団体等の委託を受けて大規模国際大会における通訳業務等の公益性や緊急性が高いと認められる活動を行うとして、入管法第19条第2項に基づく個別の資格外活動許可申請があった場合には、当該活動が申請人の現に有する在留資格に係る活動の遂行を阻害しない範囲内であり、かつ、相当と認められるときは、標準処理期間（2週間～2か月）にかかわらず、可能な限り優先的に処理する。

府地事第748号

令和3年12月10日

出入国在留管理庁長官 佐々木 聖子 殿

内閣府地方創生推進事務局長 青木 由行

(公印省略)

出入国管理及び難民認定法に基づく資格外活動許可申請の取扱いに係る  
照会について

平成31年3月27日に行われた国家戦略特区ワーキンググループヒアリングにおいて、北九州市が提案する「大規模国際大会誘致等に向けた留学生の資格外活動許可」について議論がなされ、その後の検討の中で、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第19条第2項に基づく資格外活動許可申請の処理期間の取扱いが論点となっています。

つきましては、本邦に在留する外国人留学生が、本邦で開催される国際大会の期間中に、地方公共団体から委託を受けて通訳業務を行う場合など、地方公共団体からの委託等を受けて、外国人留学生から法第19条第2項に基づく資格外活動許可申請があった場合の処理期間の取扱いに係る貴庁の見解について回答をお願いします。